

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 11 月 25 日(火) 第 8 0 4 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の廃止 (770) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (771) (〃) 2
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 4
	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 7
	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (〃) 8
◇ 雑 報	河川法に基づく河川区域内の工作物を除却し、及び保管した旨の公示 (河川課) 9

告 示

鳥取県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月25日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 米子市社会福祉協議会 会長 後藤 巖	米子市錦町一丁目139-3	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問介護事業所	米子市淀江町淀江1110-1	訪問介護	平成20年10月1日

鳥取県告示第771号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月25日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 米子市社会福祉協議会 会長 後藤 巖	米子市錦町一丁目139-3	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問介護事業所	米子市淀江町淀江1110-1	介護予防訪問介護	平成20年10月1日

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成21年 2月13日（金）午後 1時から午後 3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成21年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成21年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成21年 1月 5日（月）から同月 8日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成21年 1月 8日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成21年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同月4日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
 なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり

付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であって、収入証紙を購入することが困難なときは、10(2)の問い合わせ先に相談すること。

9 合格者の発表等

- (1) 平成21年3月12日(木)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。
- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医療政策課(電話0857-26-7190)に問い合わせること。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成20年10月17日付鳥取県告示第695号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大西 時晴	鳥取市青谷町河原字大鳴3の5
山岡 明	鳥取市青谷町河原字大鳴5の6
前田 久志	鳥取市青谷町河原字堂坂1378
〃	鳥取市青谷町河原字堂坂1379
高田鶴太郎	鳥取市青谷町河原字家ノ空1428
棚田 重吉	〃
前田はるゑ	鳥取市青谷町河原字家ノ空1432
長谷川善市	鳥取市青谷町河原字家ノ奥1470の1
長谷川清三郎	鳥取市青谷町河原字白髪山1477(次の図に示す部分に限る。)
佐々木虎藏	鳥取市青谷町小畑字とつ原1123
露谷神社	鳥取市青谷町露谷字石畑266
吉田 通裕	鳥取市青谷町青谷字小丸山6023の1

吉田 末蔵	鳥取市青谷町吉川字岩本326
山田 忠雅	〃
青木 紋蔵	〃
吉田 末蔵	鳥取市青谷町吉川字岩本329
山田 忠雅	〃
青木 紋蔵	〃
吉田 末蔵	鳥取市青谷町吉川字岩本330
山田 忠雅	〃
青木 紋蔵	〃
森 喜久雄	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の 2
大寺 愛治	〃
森 喜久雄	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の 3
大寺 愛治	〃
森 喜久雄	鳥取市青谷町亀尻字八幡谷267の 4
大寺 愛治	〃
小林 芳蔵	鳥取市青谷町亀尻字下家空538の 1
伊藤 一	鳥取市青谷町亀尻字下家空539
亀崎 弁吉	鳥取市青谷町亀尻字下家空539の 1
青谷町中郷財 産区	鳥取市青谷町山田字猪狩原668の 3
池田 久蔵	鳥取市青谷町八葉寺字大門62の 5
池田 正治	鳥取市青谷町八葉寺字西村内230の 1
〃	鳥取市青谷町八葉寺字西村内230の 2
鷺原 俊一	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の 1
川内 泰蔵	鳥取市青谷町八葉寺字大蕪西平823の 2
池田 雪子	鳥取市青谷町八葉寺字西岩落833の 1
河田文三郎	鳥取市青谷町八葉寺字大竹山913
弥勒寺	鳥取市青谷町紙屋字船尾614の 5
勝田 哲哉	鳥取市青谷町紙屋字船尾617
勝田 明江	〃
岡田 久	〃
見生忠右衛門	〃
長谷川伊蔵	〃

小林金十郎	鳥取市青谷町楠根字西村内265の2
尾崎 正美	鳥取市青谷町楠根字澄谷544の1
窪田 哲男	鳥取市青谷町楠根字北空561

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年10月7日付鳥取県告示第672号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡崎 国蔵	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1753の48
〃	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1753の64
陰田 ちか	東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1753の82

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成20年11月25日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 実施日時
平成21年2月27日（金）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 5階大会議室
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成20年12月15日（月）から同月19日（金）までの日の午前8時30分から午後5時30分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成20年11月25日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施期日
 - (1) 平成21年2月27日（金）
 - (2) 時間 午前9時から正午まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 5階大会議室
- 4 審査の方法
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
 - (1) 空港保安警備業務（1級）
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務（1級）
旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務（1級）
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

- (4) 貴重品運搬警備業務（1級）
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者
- (5) 空港保安警備業務（2級）
旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (6) 施設警備業務（2級）
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務（2級）
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務（2級）
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
平成20年12月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時30分まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1葉
- (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

雑 報

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、河川区域内に放置されていた工作物を除却し、及び保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成20年11月25日

国土交通省中国地方整備局長 藤 田 武 彦

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
- (1) 小型船 白色 エンジンなし 1隻
- (2) 小型船 白色及び赤色 エンジンなし 1隻

- 2 当該工作物が放置されていた場所
一級河川天神川水系天神川
 - (1) 小型船（白色） 東伯郡北栄町江北地先 水面（新天神橋下）
 - (2) 小型船（白色及び赤色） 東伯郡北栄町江北地先 河川敷
- 3 当該工作物を除却した日時
 - (1) 小型船（白色） 平成20年11月4日 午前9時37分
 - (2) 小型船（白色及び赤色） 平成20年11月4日 午前9時13分
- 4 保管を開始した日時
平成20年11月4日 午前10時11分
- 5 保管の期限
平成21年5月4日
- 6 保管の場所
倉吉市福庭町一丁目18 国土交通省倉吉河川国道事務所敷地内
- 7 費用負担
当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用は、当該工作物を放置した者又はその所有者の負担とする。
- 8 実施機関及び問合せ先
国土交通省倉吉河川国道事務所 河川管理課
電話 0858-26-6221